

群馬県立精神医療センター医療情報システム更新及び保守等業務委託 プロポーザル実施要領

1 件名

群馬県立精神医療センター医療情報システム更新及び保守等業務委託

2 業務概要

(1) 業務の目的

群馬県立精神医療センター（以下「当院」という。）は令和3年4月に電子カルテを中心とした医療情報システム（以下「現行システム」という。）を更新し、現在まで運用している。前回更新から6年が経過する令和9年3月に現行システムの更新時期を迎えることとなるが、現行システムの更新に当たっては、新システム導入による安定的かつ安全な医療提供体制の維持はもちろんのこと、診療の質向上及び業務の効率化、更には費用の最適化を図ることが求められている。このため、医療情報システム一式を調達するベンダ選定のプロポーザルを実施するものである。

(2) 調達内容

「業務仕様書」（別紙1）及び「医療情報システム端末 機器配置（案）」（別紙2）のとおり

(3) 調達方法

公募型プロポーザルによる調達

(4) 契約期間

契約締結日 ～ 令和14年3月31日【予定】

（令和8年度：システム設計構築導入、令和9年度～令和13年度：システム運用保守）

(5) 概算予算額

システム設計構築導入（令和8年度）：460,000千円（税込）

システム運用保守（令和9年度～令和13年度）：114,000千円（税込）

※ 本金額は、事業規模を表す暫定的なものであり、契約金額を保証するものではないことに留意すること。契約に当たっては、提案内容に基づいた精査をした上で金額を決定することとなる。

3 仕様書「医療情報システム更新及び保守等業務委託 機能要求書兼選択式回答書（別紙3）」（以下「機能要求書」という。）の交付

(1) 交付期間

令和8年4月27日（月）から令和8年5月14日（木）までの日（群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間

(2) 交付方法

電子メールにより交付する。交付を希望する者は、電子メールに請求者氏名（法人の場合は法人名及び担当者名）、住所及び電話番号を記載し、下記11のメールアドレスあて送信すること、また、電子メールの到達を電話で確認すること。

4 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、参加資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (3) 群馬県病院局財務規程（平成 15 年病院局管理規程第 5 号）第 139 条第 3 項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (4) 群馬県の物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (5) 群馬県暴力団排除条例（平成 22 年群馬県条例第 51 号）第 2 条の規定する暴力団員又は暴力団と関係を有する者に該当しないこと。
- (6) 病床数 200 床以上の精神科単科病院において、医療情報システム（電子カルテシステム及び各種部門システム）の構築業務の実績を 3 件以上有すること。
- (7) 病床数 200 床以上の病院において、医療情報システム（電子カルテシステム及び各種部門システム）の保守管理業務を 3 年以上履行した実績を 3 件以上有すること。
- (8) 病床数 200 床以上の病院において、医療情報ネットワークの構築業務の実績を 1 件以上有すること。
- (9) 共同企業体にあつては、次に掲げるすべての要件を満たしていること。
 - ① 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
 - ② 主たる業務（医療情報システム更新及び保守等管理業務）を行う者が、代表構成員であること。
 - ③ 共同企業体のすべての構成員が前記（1）～（5）を満たしていること。
 - ④ 代表構成員が単体として前記（6）～（8）の要件を満たしている又は、代表構成員であつた共同企業体が前記（6）～（8）の要件を満たしていること。

5 参加申請

(1) 提出物

- ① 参加申込書（様式 1）
 - ② 参加資格に関する申立書（様式 2）
 - ③ 会社概要書（任意の様式）
 - ④ 暴力団排除に関する誓約書（様式 3）
- ①～④の本書及び「PDF 形式」で保存した電磁的記録データ（CD 又は DVD）を提出すること。

(2) 提出期限

令和 8 年 5 月 18 日（月） 17 時

(3) 提出物の提出先

下記 1.1 に記載の場所

(4) 提出物の提出方法

持参又は郵送。なお、郵送による場合は期限必着とし、期限経過後は理由のいかんに関わらず受付しない。

(5) 参加申請にかかる質問受付

- ① 受付期間：令和8年4月27日（月）～令和8年5月14日（木）
- ② 質問記入方法：当院が配布するフォーマット（「質問書」様式4）に従って記入すること。機能要求書の項番と機能要件、それに対する質問を記入すること。なお、項番は昇順により記載すること。
- ③ 質問提出方法：下記11に記載の場所へ電子メールにより提出すること。回答についても電子メールによる返信とする。

(6) 参加申請の審査結果通知

令和8年5月21日（木）までに参加申込書に記載された連絡先に電子メールにて通知する。

6 企画提案書の作成等

(1) 提出書類及び提案内容

提案書の提出書類及び提案内容は、別記「企画提案書作成要領（別紙4）」によるものとする。

なお、提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該提案を無効にし、契約締結後に虚偽であることが発覚した場合には、契約を解除することがある。

(2) 企画提案書の審査基準等

提案書の審査基準等は別記「企画提案書作成要領（別紙4）」によるものとする。

(3) 企画提案書の提出期限

令和8年6月3日（水）17時

7 企画提案書の審査及び優先交渉者の決定

企画提案書の審査及び優先交渉者の決定は、別記「企画提案書作成要領（別紙4）」によるものとする。

8 契約

- (1) 当院は、優先交渉者に選定された者と協議し、業務に係る仕様を確定させ、その者を受注候補者とする。
- (2) 当院は、受注候補者に選定された者と契約交渉を行い、見積徴収を行う。
- (3) 当院は、受注候補者と契約条件等で合意に至らなかった場合、及び本プロポーザル終了後に失格事項に該当することが判明した場合には契約締結を行わないこととし、次席者と契約締結の交渉を行う。
- (4) 契約に関する事項は、群馬県病院局財務規程の規定による。
- (5) 契約保証金は免除する。
- (6) 本業務のすべてを再委託することは認めない（企画提案書内の実施体制を示す項目において、役割が明確に示されている場合を除く。）ただし、必要により一部を再委託する場合は、当院と協議の上、その承認を得るものとする。

9 スケジュール

募集開始	令和8年4月27日(月)
質問受付	令和8年5月14日(木)まで
参加申込書提出期限	令和8年5月18日(月)まで
参加審査結果通知	令和8年5月21日(木)まで
企画提案書提出期限	令和8年6月3日(水)まで
プレゼンテーション	令和8年6月9日(火)(予定)
審査委員会	令和8年6月9日(火)(予定)
優先交渉者の決定及び通知	令和8年6月12日(金)(予定)

10 その他

- (1) 提出書類について要求した内容以外の書類等は受領しない。
- (2) 提出された参加申請関係書類、提案書及び関係資料は返却しない。
- (3) 参加申込書、提案書、その他資料の作成及び提出に要する経費は提案者の負担とする。また、プレゼンテーションへの参加に係る経費も同様とする。
- (4) 提出された書類は本手続きに関する作業において必要な範囲で複製を作成することがある。
- (5) 提出された書類は群馬県情報公開条例、及び群馬県個人情報保護条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。
- (6) 提出された参加申請関係書類、提案書、その他資料及びその複製は前2号以外に提出者に無断で使用しないものとする。

11 問い合わせ先

〒379-2221 群馬県伊勢崎市国定町2丁目2374

群馬県立精神医療センター(医事課 長谷川)

電話番号：0270-62-3311(代表) FAX番号：0270-62-0088

電子メール：seishini@pref.gunma.lg.jp